

# 特集

# 10月1日スタート! 消費税の「軽減税率制度」とは?

令和元年10月1日、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるとともに、消費税の「軽減税率制度」が導入されました。

## 消費税の概要と今後の改正スケジュール

消費税(地方消費税含む、以下同じ)とは、物の売買やサービスの提供など、「取引」にかかる税金です。なお、「土地の譲渡、貸し付け」「有価証券等の譲渡等」「住宅の貸し付け」などの取引は非課税になっています。消費税を負担するのは消費者ですが、納税は事業者が行います。ただし、原則として、前々期(個人事業者は前々年)の課税売上が1,000万円以下の小規模事業者に関しては、消費税の納税義務が免除されています。

消費税の納税額は、原則として売り上げの際に預かった消費税額から、仕入れの際に支払った消費税額を控除(仕入税額控除)した金額となります。消費税率は、令和元年9月30日まで8%(うち地方消費税率1.7%)でしたが、

	請求書等保存方式 (~令和元年9月)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月~)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月~)
税率	8.0%(消費税率6.3%、 地方消費税率1.7%)	○軽減税率 8.0%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%) ○標準税率 10.0%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)	
請求書等	請求書の記載事項		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行者の氏名又は名称</li> <li>取引年月日</li> <li>取引の内容</li> <li>対価の額(税込み)</li> <li>受領者の氏名又は名称</li> </ul>	左記に加え ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) ※上記①②は交付を受けた事業者の追記可	左記に加え ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は税抜価額又は税込価額
	交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※免税事業者も発行可		交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※免税事業者は発行不可
仕入税額控除の要件	帳簿及び請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む。)の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可 ただし、以下の特例あり。 令和5年10月~令和8年9月 80%控除可 令和8年10月~令和11年9月 50%控除可
	せり売りなどにおいて代替発行された請求書による仕入税額控除可		一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可		請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可
	3万円未満(税込み)の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可		原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要

同年10月1日からは、消費税率が10%（うち地方消費税率2.2%）に引き上げられるとともに「軽減税率制度」が導入されました。また、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの暫定的措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。これは、令和5年から導入される「適格請求書等保存方式」の経過措置という位置付けになります。

## 消費税の軽減税率制度と対象品目

消費税の軽減税率制度は、軽減税率対象品目について税率を8%（国税6.24%、地方消費税1.76%）にするというものです。軽減税率対象品目は、飲食料品および定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞です。ただし、飲食料品のうち酒類および外食サービスを伴う物については、軽減税率は適用されません。

### ○飲食料品

食品表示法に規定する食品（酒類を除きます）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目に含まれません。

### ○新聞

一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

## 軽減税率制度の対象事業者

軽減税率制度に関する各事業者の対応は、次の通りです。

全ての事業者	
飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行なうことや、区分記載請求書を交付する必要があります。
飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行なう等の対応が必要となります。
免税事業者の方	課税事業者と取引を行なう場合、区分記載請求書の交付を求められる場合があります。

## 軽減税率制度導入に伴う注意点

消費税の計算は帳簿方式といって帳簿に記載された取引金額を基に税額計算が行なわれてきました。今回の改正では、インボイス制度として、税金の金額を請求書や領収書などの証拠を基に計算する「適格請求書等保存方式」が導入されます。ただし、適格請求書等保存方式をいきなり導入するのではなく、まず、経過措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。

### 1、請求書などへの記載事項の追加

#### （区分記載請求書等保存方式）

例えば、飲食料品の販売がない事業者について

でも、会議費や交際費として飲食料品等を購入する場合は、仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率などの確認が必要となります。

《区分記載請求書等の記載例》

請求書	
株〇〇御中	××年11月2日
紙コップ	550円
お茶	※① 1,080円
合計	43,600円
(10%対象)	22,000円
(8%対象)	21,600円
※は軽減税率対象品目 ① 株△△	

《請求書等への記載事項》

期間	請求書等への記載事項
令和元年 9月30日まで【現行】	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書発行事業者の氏名又は名称</li> <li>取引年月日</li> <li>取引の内容</li> <li>対価の額</li> <li>請求書受領者の氏名又は名称</li> </ul>
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで	上記に加え ①軽減税率の対象品目である旨 ②税率ごとに合計した税込対価の額

※請求書等にはレシート、領収書等も含まれます。

仕入先から交付された請求書等に①、②の記載がないときは、「①軽減税率の対象品目である旨」と「②税率ごとに合計した税込対価の額」に限って、追記することができます。

**【重要】** 令和5年10月1日以降の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施後は、更に①登録番号、②税率毎の消費税率及び適用税率の記載が追加されます。なお、税務署へ申請し登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」の保存が必要となります（免税事業者は発行不可）。

これまで

帳簿(会議費) 株〇〇		
月日	摘要	金額
11 2	株△△(お茶代ほか)	43,200

軽減税率制度実施後

帳簿(会議費) 株〇〇			①
月日	摘要	税区分	金額
11 2	株△△(雑貨)	10%	22,000
11 2	株△△(お茶代)	8%	21,600

《帳簿への記載事項》

期 間	帳簿への記載事項
令和元年 9月30日まで[現行]	・課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで	上記に加え ①軽減税率の対象品目である旨



飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行なう必要があります!

**2、帳簿への記載事項の追加(区分経理)**  
 現在の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率毎に区分して帳簿に記載しなければなりません。なお、飲食料品等の販売がない事業者も全て対象となります。

軽減税率制度については、消費税の課税事業者に限らず全ての事業者に影響が及び制度です。特に、令和5年10月1日以降のインボイス制度については、大変複雑な制度となりますので概要などを十分に理解し対応する事が重要です。  
 今回の記事については、国税庁のホームページから軽減税率制度のパンフレットの一部分(図等)を抜粋し紹介しています。制度の概要など

**4、消費税申告書の税率区分**  
 軽減税率制度実施後は、消費税率が標準税率と軽減税率の2種類となる事から売上げと仕入れを税率毎に区分して税額計算を行なう必要があります。

**3、簡易課税事業者(農林水産業のみなし仕入率の見直し)(軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に限る)**  
 軽減税率制度が実施されると、飲食料品等の譲渡は軽減税率(8%)が適用される一方で肥料や農薬等の仕入は標準税率(10%)が適用される事となります。農業の簡易課税事業者の農林水産物の販売に係る現行のみなし仕入率(70%)では、仕入税額が過少に算出される等の明らかな影響があることから、食用の農林水産物の販売に係る事業者のみなし仕入率が80%に引き上げられます。

《軽減税率制度実施後の税額計算》

	軽減税率 8%(A)	標準税率 10%(B)	合計 (A+B)
課税売上げに係る消費税額①	0円	200万円	200万円
課税仕入れに係る消費税額②	20万円	120万円	140万円
合計差引税額 (①-②)			60万円

これまで

$$\text{課税売上げに係る消費税額(8\%)} - \text{課税仕入れに係る消費税額(8\%)} = \text{消費税の納付税額}$$

軽減税率制度実施後

$$\text{課税売上げに係る消費税額(8\%・10\%)} - \text{課税仕入れに係る消費税額(8\%・10\%)} = \text{消費税の納付税額}$$

詳細については、国税庁ホームページ等で改めてご確認ください。

**【重要】**

平成31年(令和元年)度の消費税については、①9月までの8%、②10月以降の軽減税率8%、③10月以降の標準税率10%の3種類に区分されます。



## 厚別・手稲・豊平地区でJAまつり・収穫祭を開催 多くの家族連れで賑わいました！

### 8月4日(日) 厚別地区

お馴染み「厚別本陣はまなす太鼓」などステージプログラム盛りだくさん！小林牧場物語さわやか牛乳の無料配布や、今年は初めてお子さま限定「おかし撒き」も行ないました。



### 8月31日(土) 豊平地区

昨年は、台風の影響で中止となり、2年ぶりの開催！今年から、清田区役所前に会場を移しました。ステージでは、地元の幼稚園児がダンスを披露し、祭りを盛り上げました。



### 8月31日(土) 手稲地区

農産物販売に特化した収穫祭「JAさっぽろていね市」。とうきびの早むきや、野菜神経すいじゃくなど、子ども達が野菜に触れながら楽しめるプログラムも用意しました。



篠路地区・北札幌地区の大収穫祭の様子は、11月号の広報誌でご紹介します。

### 8月29日(木) 役員研修

## 「農協改革にどう向き合うか」 役員研修を実施

北海道大学大学院農学研究院の小林国之准教授を講師に迎えた役員研修が当JA本店大会議室で行われ、理事、監事をはじめ女性部本部役員、幹部職員など40名が受講しました。

今回の講義のテーマは、「地域の未来をつくる農協」。

小林准教授は、他JAの取組事例も交えながら、次世代の正組合員、女性部員、准組合員との今後の向き合い方についてJAの中で議論する必要性を訴えました。また、「大消費地札幌ならではの実需と結びついた地産地消の展開など次の時代の農業の最先端を目指した取り組みを進めて欲しい。そのことが経済事業の収益改善につながる」とJAへの期待も寄せており、参加者は熱心に耳を傾けていました。

同研究院と当JAは、昨年度より「協同組合学公開講座」を共催し、組合員へ協同組合の事業や役割、その存在意義についての理解を深める活動に取り組んでいます。



講師を務めていただいた  
小林准教授。



組合員の活動をご紹介します!

a l a c a



9月21日(土)  
札幌黄初セリ

## 今年も美味しい札幌黄ができました！ 1箱1万円の最高値

札幌伝統野菜「札幌黄」玉葱の初セリが札幌市中央卸売市場で行なわれ、昨年同様1箱1万円の最高値がつけました。

今年は、春先の雪解けが早かったものの、夏場は雨が少なく干ばつ状態が続いたことが心配されていましたが、昨年より10日早い初セリとなり、初日は65箱(10kg)を出荷しました。セリ前には、札幌黄スープの試食を提供し、「札幌黄の甘味がよく出てる。今年もうまいな！」と市場関係者からも好評でした。

JAさっぽろでは、今年も期間限定で札幌黄を化粧箱に詰めた玉ねぎギフトを販売中です。毎年人気で数量限定のため、お申込はお早めに！詳しくは、各支店・経済センターにお問い合わせください。



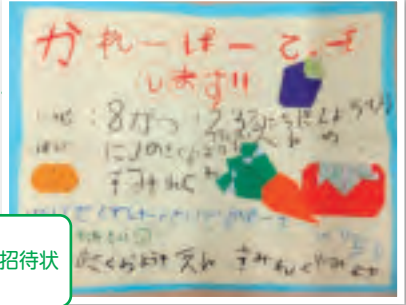
8月23日(金) カレーパーティー／9月3日(火) じゃがいも掘り  
西町統括支店 1統括支店 1協同活動

## 招待状が届いてカレーパーティーに参加 じゃがいも掘りもみんなで頑張りました！

西町統括支店では、春から野菜作りを連携して行なっている西野桜幼稚園のカレーパーティーに組合員・職員が参加しました。

この日のカレーは、園の畑で取れた野菜をふんだんに使い、園児が心を込めて作ったもの。参加した組合員は園児と同じテーブルを囲み、美味しいカレーを味わいました。

また後日、今年の活動の集大成としてじゃがいも掘りも実施。園児は、土の中から次々と出てくるじゃがいもに大興奮の様子で、泥だらけになりながら収穫を楽しんでいました。収穫したじゃがいもは、園児が気に入った2つを自宅にお土産として持ち帰り、残りは園の秋の行事で使用する予定です。



園児から届いたカレーパーティーの招待状には、思わず笑顔😊



みんなでカレーを食べました





8月27日(火)

平岸統括支店 1統括支店 1協同活動

## リンゴ並木で文字入りリンゴ作り 美園小児童がシール貼り

平岸統括支店では、環状通りのリンゴ並木で美園小学校4年生が「文字入りリンゴ」を作る活動への協力を行ない、奥内尚史理事、青壮年部平岸支部の吉田晃支部長、職員が参加しました。

環状通りにあるリンゴ並木は、昭和52年より平岸支店青壮年部が中心となって維持管理作業を行っており、この日は、その中の一部の木を用いて「文字入りリンゴ」を作るためのシール貼り作業を実施。児童は、リンゴにかぶせられた新聞紙をはがし、クラスごとにデザインしたシールをしっかりと貼り付けていました。リンゴが赤くなるとシールの絵柄がくっきりと描き出されます。10月には、女性部平岸支部の部員が協力し、リンゴのゼリーやジュースを作って味わう予定です。



シールの部分以外が赤くなります。



8月27日(火) じゃがいも掘り／9月11日(水) 食事会

新琴似統括支店 1統括支店 1協同活動

## 収穫したじゃがいもで豚汁調理 園児が女性部をお手伝い

新琴似統括支店では、屯田大藤保育園の園児を同地区組合員の宮本敬さんの畑に招き、じゃがいもの収穫体験を実施しました。

宮本さんがトラクターで畑をおこし、じゃがいもが土から出てくると園児が一齐に収穫スタート！園児は、見たことのない大量のじゃがいもに歓声をあげながら、一つ残らず収穫しました。

後日行なわれた食事会では、女性部新琴似支部の部員が保育園を訪れ、豚汁を調理。年長園児がじゃがいもの皮むきや切る作業、大鍋で材料を炒める作業を手伝いました。お昼には、全員で女性部特製豚汁を味わい、今年の協同活動を締めくくりました。



女性部員が皮むきを仕上げ。



園児は、宮本さんが運転するトラクターの様子に興味津々で見つめていました。



「JAさん、ありがとう」と、お礼のお手紙をもらった菅原理事。



8月30日(金)

中央統括支店 1統括支店 1協同活動

## 交通事故の怖さを改めて確認 組合員が街頭で交通安全呼びかけ

中央統括支店では、組合員・職員合わせて26名が参加し、同店舗が入る共済ビル付近の街頭でドライバーや歩行者に交通安全を呼びかける啓発活動を実施しました。

街頭での活動の前には、北海道札幌方面中央警察署より警察官を講師に招き、交通安全講話も実施。身近で発生している死亡交通事故の事例などについて説明を受け、誰もが起こしうる交通事故の恐ろしさを改めて確認しました。また、全国的にも問題となっている「あおり運転」に巻き込まれてしまったときの対処法などについても学びました。

街頭活動では、交通事故件数が多いと言われる夕暮れ時に、そろいのジャンパーと帽子、たすきを身に着け、「シートベルト着用」「スピードダウン」などと書かれた旗を手に、車道を走る車や交差点を渡る歩行者に交通ルールの順守を呼びかけました。



9月5日(木)

北札幌統括支店 1統括支店 1協同活動

## 丘珠小児童の札幌黄 今年もたくさん収穫できました!

北札幌統括支店では、同地区組合員 相澤保さんの畑に丘珠小学校全校児童250名を招き、「札幌黄」玉葱の収穫体験を行ないました。

定植から収穫を全校児童が体験するこの取り組みは、今年で5年目。昨年は、北海道胆振東部地震の発生により児童の収穫体験は見送られており、2年ぶりの収穫体験となりました。

作業開始の合図と共に児童が一齐に札幌黄に手を伸ばすと、あっという間に1人10個以上を収穫。札幌黄がパンパンに入った袋を重そうに学校に持ち帰っていました。

今回収穫した札幌黄は、児童が自宅へ持ち帰る他、給食でも使用される予定です。また、3年生児童は玉葱選果場の見学も行ないます。





9月6日(金)

琴似統括支店 1統括支店 1協同活動

## 夢中でじゃがいも掘り 女性部のじゃがバター、今年も大好評

琴似統括支店では、同地区組合員 横田光雄さんの畑にあづま幼稚園の年長園児を招き、じゃがいもの収穫体験を行ないました。

同支店の取り組みには、毎年たくさんの保護者の皆さんにも参加いただいています。園児は、組合員や職員、集まった父母たちに教わりながら、夢中でじゃがいもを収穫していました。

収穫後には、女性部琴似支部の部員がじゃがバターを振る舞い全員で試食。収穫作業で汗を流した後に食べるじゃがいもは格別の味だったようで、おかわりする子もいるなど大好評でした。残ったじゃがいもは、園児がそれぞれの自宅に持ち帰って、家族で味わいました。



参加した父母の皆さんへ、チラシを配ってJAの事業をPR。



全員分のじゃがバターの準備に大忙し。



9月14日(土)

清田統括支店 1統括支店 1協同活動

## きよたマルシェ&きよフェス開催 地元生産者が軽トラ市に参加

清田区役所市民交流広場で開催された1日限りの食と音楽の祭典「2019きよたマルシェ&きよフェス」内の軽トラ市で豊平地区の生産者と清田統括支店の職員が地元の野菜を販売しました。

軽トラ市では、生産者が丹精込めて育てた野菜をたくさん積み込んだ軽トラ10台がずらり集結。10時の開店と同時に来場客が押し寄せました。清田生まれのブランドほうれん草「ポーラスター」は特に人気を集め、開始から30分ほどで完売したほか、朝どれのとうきびなども飛ぶように売っていました。

会場では、軽トラ市の他、地元の飲食店・スイーツ店などの出店や、清田区ゆかりのアーティストらが出演したステージイベントなども行なわれ、多くの家族連れで賑わいました。







組合員の  
活動もご紹介  
します!



8月19日(月)~21日(水)  
厚別支店年金友の会

## 美しい夏の景色に感動!

厚別支店年金友の会(吉田善太郎会長)では、会員21名が参加し、2泊3日の行程で旭川・美瑛・富良野方面への親睦旅行を実施しました。

ジェットコースターのようなアップダウン道路を通過してたどり着いた就実の丘では、旭川空港の風景、旭川・美瑛市街地の遠景、大雪山連峰などを望み、変化に富んだ景色を堪能しました。美瑛を代表する展望花畑 四季彩の丘では、トラクターバスに揺られながら見る絶景は格別で、大いに盛り上がりました。絶景スポットや美味しい食事を満喫し、思い出に残る旅行となりました。

(服部特派員)



8月20日(火)  
玉葱部会

## 札幌産玉葱、平年作ほどの見込み

玉葱部会(澤田喜幸部会長)では、札幌みらい中央青果と道外荷受市場6社を招き、ホテルモンテレーデルホフ札幌にて玉葱流通懇談会を開催しました。

各荷受市場からは、現在の販売環境と相場を報告いただきました。府県産が豊作だったことから、苦しい相場環境となっていますが、順次道内産への切替えが行なわれており、収穫祭シーズンを迎え積極的な販売を見込んでいるとのことでした。産地からは本年産の作況を報告し、全道的には豊作傾向といわれていますが、札幌については、生育期間中の干ばつにより、平年作ほどの収量を見込んでいることを報告しました。

会議の後には懇親会も行ない、生産者、市場担当者ともに懇親を深め、本年産についても、高品質な品物の出荷と高値販売の約束をし閉会しました。

(高橋特派員)



8月20日(火)~21日(水)  
フロンティア PG友の会篠路支部

## 結成10周年を記念して一泊旅行

フロンティアPG友の会篠路支部(石橋秀昭会長)では、会員22名が参加し、帯広・幕別方面へ結成10周年記念の一泊旅行を実施しました。

1日目は、パークゴルフ発祥のコースといわれる幕別町営パークゴルフ場のつつじコースと隣にあるサーモンコースでプレー。あいにくの雨天とコースの距離の長さに苦労しながらも楽しくプレーすることができました。

夜の宴会では、ビンゴ大会やじゃんけん大会も行なわれ大盛り上がり! 2次会もあり、さらに親睦を深めました。2日目もパークゴルフをプレーし、昼食には帯広名物の豚丼を食べ、柳月スイートピアガーデンでたくさんお土産を購入して無事帰路につきました。

(藤澤特派員)



★あなたの自慢、教えてください★

# ジマンだい!



厚別地区 片桐 義昭さん

## 「双子かぼちゃ」



北広島で野菜を作付けしている片桐義昭さん。畑でめずらしい双子のかぼちゃを発見したとのことで、厚別支店に持ってきてくれました。

「長い間畑をやっているけれど、こんなかぼちゃができたのは初めてです。どうしてくっついてしまったのか…畑で見つけてびっくりしました」

切ってしまうのが少しもったいないような、めずらしい形でしたが、中身はホクホクで美味しいかぼちゃだったそうです◎



厚別地区 小林 ヨシ子さん (小林牧場)

## 「パッションフルーツ」

小林ヨシ子さんのハウスでは、パッションフルーツの実がたくさん収穫できました。

鹿児島や沖縄など主に南国で栽培されているパッションフルーツは、北海道ではとてもめずらしい果物。厚い皮の中にできるゼリー状の果肉と種を食べます。さわやかな酸味とほのかな甘味がクセになる、暑い夏にぴったりの逸品です。

「プランターで育てた昨年は、上手いかなかったので、今年は直接畑に5本の苗を植

えました。花が咲いたらすかさず授粉し、100個以上の実を付けることに成功！緑の実が赤くなって地面に落ちると完熟の証です。あまり見かけることがないし、ご近所に配っても喜ばれますよ」



皮がちょっとシワシワになった頃が食べごろ!



コーナータイトルは、きゅうりやトマトなどに一般的に殺菌剤で使われている「ジマンダイセン」をアレンジしたものです。

# 11月8日(金)は、総代選挙です!



本年11月18日で任期満了となる、総代の改選が11月8日(金)に行なわれます。

当JAの総代選挙は、第1区から第12区までの選挙区が設けられ、それぞれの選挙区毎に定数(右表)を選挙しますが、立候補者および被推薦者数が定数を超えない場合、投票は行ないません。

立候補する者、また推薦される者はいずれも正組合員の資格を有する者で、各投票所(各統括支店)に備え付けられている届け出用紙に必要事項を記入し、当JAに届け出ることになっています。

届け出期間は、選挙掲示がなされる10月10日(木)～11月1日(金)までです。

なお、全選挙区より、選挙管理者1名、選挙立会人3名と各選挙区より投票管理者・開票管理者各1名、投票立会人・開票立会人各3名を9月開催の定例理事会で選任いたしました。

選挙区	投票所	総代定数
第1選挙区(中央)	中央支店	10
第2選挙区(新琴似)	新琴似支店	52
第3選挙区(琴似)	琴似支店	35
第4選挙区(篠路)	篠路支店	89
第5選挙区(北札幌)	北札幌支店	108
第6選挙区(白石)	白石支店	52
第7選挙区(厚別)	厚別支店	69
第8選挙区(平岸)	平岸支店	18
第9選挙区(豊平)	清田支店	45
第10選挙区(南)	南支店	61 (藤野40・藻岩21)
第11選挙区(西町)	西町支店	31
第12選挙区(手稲)	手稲支店	30
合 計		600

## 経済部よりお知らせ

本店経済部および各経済センターは、**11月～2月の冬期期間、全土曜日を休日**とさせていただきます。

また、**東経済センター厚別直売所につきましては、11月～3月は冬期休業**とさせていただきます。厚別直売所の職員は、月～金曜日まで東経済センターで勤務しておりますので、お問い合わせ等は、下記へお願いいたします。

### 東経済センター

札幌市清田区真栄1条1丁目1-17  
☎(011)883-2570  
☎080-3262-6951(担当:中野)



組合員の皆さまには、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 地区別懇談会のご案内

下記の日程で第2回 地区別懇談会を開催いたします。組合員の皆さまは、開催前にお届けする資料をご持参の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。なお今回も、本店にて夜間懇談会を開催いたします。各地区の日程で都合が付かない場合は、夜間懇談会へのご出席をご検討ください。

地区名	開催日	開会時間	会 場
篠路	11月13日(水)	9時30分	篠路支店会議室
西町			西町支店会議室
新琴似		14時00分	新琴似支店会議室
豊平			清田支店会議室
平岸	11月14日(木)	9時30分	平岸支店会議室
南		14時00分	南支店会議室
北札幌			北札幌支店会議室
手稲	11月15日(金)	9時30分	手稲支店会議室
厚別			厚別支店会議室
琴似		14時00分	琴似支店会議室
白石			白石支店会議室
全地区	11月18日(月)	19時00分	本店3階大会議室
中央		9時30分	本店3階大会議室

※詳細は支店よりご案内させていただきます。

# 消費税率引き上げに伴う、各種手数料の改定について

この度の消費税率引き上げに伴い、当JA利用時の各種手数料における消費税率についても8%から10%に改定させていただきます。改定後の振込手数料については、以下の通りです。その他手続きに関する手数料およびご不明な点につきましては、各支店窓口にお問い合わせください。

## 振込手数料

お振込先 お振込方法	当JA 同一店 あて	当JA他店あて			JA系統あて(※1)			他金融機関あて					
		1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上	1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上	電信扱い			文書扱い		
								1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上	1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上
窓口ご利用	無料	110円	330円	110円	220円	440円	440円	550円	770円	330円	440円	660円	
ATM ご利用 (※2)	JA・信漁連キャッシュカード(※3)	無料	110円	220円	110円		220円	330円		440円			
	他金融機関キャッシュカード(※3)				220円			220円	330円	550円			
定時自動送金	無料	無料	220円	110円	220円	440円	440円	550円	770円	330円	440円	660円	

(※1) JA系統とは、農業協同組合・漁業協同組合・信用農業協同組合連合会・信用漁業協同組合連合会・農林中央金庫のことをいいます。

(※2) キャッシュカードの種類により、別途ATM利用手数料がかかります。手数料はご利用のキャッシュカード等により異なります。

(※3) 一部の道外JA・信漁連・他金融機関のキャッシュカードにつきましては、お取扱できない場合がございます。詳しくは、キャッシュカード発行金融機関にお問い合わせください。

## 理事会だより

### ◆第5回定例理事会

令和元年8月29日(木)午後2時00分より本店役員会議室において第5回定例理事会が開催された。

### ●監事会報告事項

1、令和元年度上期随時監査報告

### ●協議事項

1、「反社会的勢力等への対応に関する規程」の一部改正について

金融庁ガイドラインを踏まえた反社会的勢力等への対策強化として、マネー・ローンダリング等への対応に関する部分を別規程とした際に、修正不足があった事に伴う所用の整備である事が説明され、可決決定。

2、「金融機関貸付金の取り扱い」について

「融資案件(新規案件・貸出金累計額5億円超)」に基づき、本店営業部扱いの2社に対する金融機関貸付内容が説明され、可決決定。

### ●報告事項

1、「准組合員コンベンション2019」について

2、地区別懇談会の開催日程について

3、7月末財務状況報告

4、7月末組合員加入・脱退状況報告

5、8月の動静と9月の予定について

(閉会・午後3時26分)

## JAさっぽろDATA

(令和元年8月末業務実績) (令和元年7月末業務実績)

組合員数	正組合員	3,679名	正組合員	3,694名
	准組合員	31,845名	准組合員	31,805名
	合計	35,524名	合計	35,499名
出資金残高	58億9千7百万円		58億5千9百万円	
販売取扱高	7億1千8百万円		5億1千万円	
購買供給高	5億5百万円		4億3千7百万円	
貯金残高	3,267億1千9百万円		3,248億6千4百万円	
融資残高	869億9千4百万円		873億9千3百万円	
共済保有高	5,959億9千3百万円		5,966億6千2百万円	
施設建設取扱高	5千5百万円		0円	
管理受託戸数	4,552戸		4,549戸	

## 共済代理店交流大会を開催

9月6日(金)、当JAの共済代理店を対象とした研修会兼交流大会を開催しました。

交流大会には、自動車共済、自賠責共済を取り扱う代理店の担当者、共済連職員、当JAの担当職員29名が参加し、相互の交流を図りました。

当JAでは、今後も各代理店との連携を強め、組合員および地域の皆さまへの「自動車共済」「自賠責共済」の積極的な提供に努めてまいります。



## 札幌伝統野菜「サッポロミドリ」の出前授業 今年もたくさん収穫できました!

9月10日(火)、東経済センターの職員が清田区の平岡公園小学校に出向き、札幌伝統野菜のエダマメ「サッポロミドリ」の出前授業を行ないました。この取り組みは、食育推進を目的にサッポロミドリができるまでの一連の流れを児童が学習。春には種植えを体験し、この日は、待ちに待った収穫です。

参加したのは、2年生児童120名。青々と育ったサッポロミドリを枝ごと引き抜き、サヤをひとつ残らず枝からはずしました。

体験した児童は、「1本の枝に実がいっぱい! 50個くらいあるかも」と得意げにエダマメを詰めた袋を見せていました。

翌日には、厚別区のもみじの丘小学校でも同じく収穫体験を行ないました。



## 収穫の秋到来! 札幌産野菜をイベントで販売 ~サッポロさとらんど収穫祭&札幌市中央卸売市場 消費拡大フェア~

9月14日(土)~16日(月・祝)の3日間にかけて行なわれたサッポロさとらんど「さとの収穫祭」、9月15日(日)に札幌市中央卸売市場で行なわれた「消費拡大フェア2019」において、札幌産野菜の直売を行ないました。

「さとの収穫祭」では、石狩管内で生産された新鮮な野菜がずらりと並んだ他、恒例の野菜の詰め放題が人気を集め、多くの家族連れで賑わっていました。

「消費拡大フェア」の当JAのブースでは、この秋収穫されたばかりの札幌産のたまねぎを販売し、詰め掛けた市民にPRしました。



▲さとの収穫祭



▲消費拡大フェア